　　　　会則　（ひな形）

（名称及び活動の場）

第１条　本会は、　　　　　　　　　　と称し、主な活動の場を　　　　　　　　　　　（鯖江市　　　　　　　　　　　）とする。

（目的）

第２条　本会は、「食事の提供」と「体験学習や遊びの機会、学習の機会の提供」等を通してこどもたちの居場所づくりを行うことで、こどもが健やかに育成される環境整備を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、第２条に規定する目的を達成するために次の事業を行う。

　（１）こどもへの「食事の提供」と「体験学習や遊びの機会、学習の機会の提供」等を通じた居場所づくり

　（２）その他目的達成のために必要な事業

（会員）

第４条　本会の会員は、この会の目的に賛同し、参加する者とする。

（役員の構成及び任期）

第５条　本会に次の役員を置く。役員は会員の中から互選するものとする。

　（１）会長 １人

　（２）副会長 １人

　（３）会計責任者 １人

　（４）監事 １人

２　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の職務）

第６条　代表は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。

３　会計責任者は、本会の会計を担当する。

４　監事は、本会の会計経理を監査する。

（運営会議）

第７条　本会の運営に関する重要な事項を審議決定するための運営会議を置き、会員の出席をもって開催する。

２　運営会議は代表が招集し、その議長となる。

３　運営会議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（事業に関する実施規定）

第８条　第３条に規定する事業の執行に関し必要な事項は、運営会議の議決を得て別に定める。

（経費等）

第９条　本会の経費は、助成金その他の収入金をもって支弁する。

２　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（会則の改廃）

第１０条　この会則を改廃しようとするときは、運営会議において出席者の過半数の同意を得なければならない。

（細則）

第１１条　この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、運営会議において別に定める。

附　則

　　この会則は、　　　　年　　月　　日から施行する。